

# 法務省政策評価に関する基本計画・実施計画（案）

## 一 改訂の経緯と主な変更点について

第69回法務省政策評価懇談会（令和5年3月2日）

法務省大臣官房秘書課 政策立案・情報管理室

# 0 政策評価制度の見直しに関する政府・法務省の動き

政策資源が限られる中、複雑化する社会課題に柔軟に対応していくため、**政策の改善につながる評価**に変えていく方策について政府全体で議論。

法務省政策評価懇談会においても、政策評価の実施状況を整理し、今後の方向性について議論。

## R3.3 政策評価審議会提言

～行政の評価の3つのあるべき姿～

- 役に立つ評価  
ユーザーから見て、使える評価、知りたい情報を提供
- しなやかな評価  
時の経過や社会経済の変化に応じ、適時・的確・弾力的に評価
- 納得できる評価  
優れた研究やデータにより、充実し分かりやすい内容に

## R4.5 政策評価審議会提言

～デジタル時代にふさわしい政策形成・評価の在り方～

- 政策の企画立案等の中で実際に行われる効果検証等を「評価」と捉え、政策過程において重要な役割を担うものと位置付け
- 機動的かつ柔軟に政策の見直しが行えるようプロセスの見直し

## 行政改革推進会議WG提言

～機動的で柔軟な政策形成・評価～

- 行政の「無謬性神話」からの脱却
- 複雑かつ困難な社会課題に適時的確に対応できる、より機動的で柔軟な行政への転換

## R4.12 政策評価審議会答申

～デジタル時代にふさわしい政策形成・評価の実現のための具体的方策～

- 効果検証の取組の推進
- **政策の特性に応じた評価を行いやすくするよう制度運用を柔軟化**
- **政策の企画立案プロセスの中で実施され、政策の見直し・改善に反映されている分析や検討結果を政策評価として活用することを推奨**

## R4.2 第66回政策評価懇談会

審議会提言を踏まえ、これまでの法務省の政策評価の実情や有識者の意見を聴取

## R4.7 第67回政策評価懇談会

政府の動向（改善につなげる）を踏まえ、法務省の方向性について議論

## 0 「政策の改善につながる評価」の実現に向けた新計画の主な改定内容

これまでにいただいた意見や政府方針を踏まえて、今回、新しい政策評価基本計画（案）を作成。主な改定内容に沿って、それぞれの内容を御説明します。

- 1 政策評価の目的及び基本的な考え方（期待する効果）の設定
- 2 政策評価に携わる関係者間での認識の共有
- 3 政策評価とEBPMの一体的実施
- 4 政策評価の重点化・関連作業の適正化
- 5 政策の特性に応じた評価方法の設定

# 1 政策評価の目的及び基本的な考え方（期待する効果）の設定①

新計画 1、3(1)①

政策評価を政策立案の質を高めるプロセスとして捉えた上で、

「説明責任」に加えて、新たに「学習と改善」を図ることを政策評価の目的として設定します。

## 説明責任

政策等が目指す姿と課題を明らかにした上で、各課題への対応状況について、国民に理解を深めていただく

【**アカウンタビリティ**の担保】

- ・ 法務省の使命と政策のあるべき姿の体現
- ・ 国民に対する行政の説明責任の確保
- ・ 国民本位で効率的な質の高い行政の実現

## 学習と改善

政策による成果と課題（目指す姿と現状の差）を確認し、政策等の改善につなげる

【**省内のガバナンス**】

- ・ 法務省の政策の改善につなげる
- ・ 法務省の政策相互の適切な連携や組織的な学びの推進

関連する政府方針・有識者意見： R4.5審議会提言、政評懇委員意見

- ・ 政策評価の目的は、政策の企画立案等に活用され、政策の不断の見直しや改善につなげること
- ・ これからは、政策評価の結果を政策の改善に役立っているということ、組織の内部にも、国民等の外部にも可視化していくという方向性が良いのではないか

# 1 政策評価の目的及び基本的な考え方（期待する効果）の設定②

- 政策評価の目的を踏まえ、評価の観点として「学習・改善」、「分かりやすさ」を追加。
- 評価部局では、この観点に従って、立案部局が実施した評価内容を確認します。

項目名	定義
必要性	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 当該政策の目的が、国民や社会のニーズ又はより上位の行政目的に照らして妥当か</li><li>・ 行政関与の在り方からみて当該政策を行政が担う必要があるか</li></ul>
効率性	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 当該政策に基づく活動に投入された費用等に見合った効果が得られているか、又は費用等に見合った効果が得られる見込みがあるか</li><li>・ 当該政策において求める効果を、より少ない費用等で得られないか</li><li>・ 当該政策に基づく活動に投入された、又は投入される予定の費用等により、より大きな効果が得られる活動が他にないか</li></ul>
有効性	当該政策に基づく活動により、期待される効果が実際に得られているか、又は得られる見込みがあるか
インパクト	当該政策の実施により、社会にどのような影響を与えたか
学習・改善	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 取組を通じて得られた新たな知見について共有されているか、又は組織運営や予算要求等に活用されているか</li><li>・ 課題の設定や評価を行う際に、現場職員や受益者・当事者、関係者の声を聞いているか、又は聞くための仕組みが用意されているか</li></ul>
分かりやすさ	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 政策の目的、現状、課題及び対策に論理的なつながりはあるか、また、客観的な根拠は認められるか</li><li>・ 今後の改善策は、設定された課題を踏まえたものとなっているか</li></ul>

## 2 政策評価に携わる関係者間での認識の共有

新計画 3(1)②

「評価プロセスを通じて得た情報が組織運営に活用される」という評価プロセスが持つガバナンス機能をより発揮させるため、職員や外部有識者が評価に臨む際の共通姿勢を定めます。

共通の姿勢で評価に臨むことで、職員と有識者との間で「改善に向けた対話」が生まれることを期待

取組の目的を明確にする	あるべき姿と現状との差が課題であるという前提の下、政策の実施状況や現場の実情を的確に把握しようとする
改善しようとすることを評価する	政策の見直しは悪いことではなく、必要であれば、ちゅうちょなく改善することがよいことであると意識する
取組から教訓を得ようとする	効果検証等の結果、期待した効果が認められなかった場合でも、次なるエビデンスが得られたものと前向きに評価する
必要性だけでなく、効果にも着目する	仮に不十分さが残る検証であっても、効果検証を行わないことに比べて高く評価する
現場の声を聞く	現場との密接なコミュニケーションを通じて、政策課題や実施状況を把握しようとする

### 関連する政府方針・有識者意見：アジャイル提言、政評懇委員意見

- 行政の「無謬性神話」から脱却するためには、①政策実施後に状況に応じて柔軟に見直しを行える仕掛けを立案段階で組み込むこと、②政策をより良くしていくために、目標と実態の乖離があり得る前提で、実施状況や現場の実態をよりの確に把握すること、③見直しは悪いことではなく、必要があれば躊躇なく改善することが善いことであるという意識を持つことが重要なポイント
- これまでは行政の無謬性を前提に、政策が少しでもうまくいかないと批判されてきたが、そうではなく、目標の未達成や失敗は当たり前で、政策の問題点を気付く機会を得ることは、むしろ良い評価を与えるものだという流れに変えていかなくてはならない
- 政策評価というものは、良い悪いという評価をする成績表のようなものではなく、より良い政策へ転換するためのもの

改善につながる評価を行う上で、政策の枠組みを論理的に説明するEBPMの取組はその大前提。  
 政策立案や評価に関係する人が共通の土台に立って議論できるようにするため、  
 政策の全体像を示す**政策パッケージ**と政策の枠組みを明らかにする**ロジックモデル**を作成します。

#### 政策パッケージ：目指す姿と関連する施策を整理

**1 自由かつ公正な社会の実現に向けた取組**

**目指すべき姿** 法の支配が貫徹された自由かつ公正な社会の実現に向け、「法的なものの考え方」が広く国民に浸透するとともに、国民の多様なニーズに応える法曹人材が多数輩出される環境を整備する。

**施策群と施策、指標**

- 1. 学校現場等への支援**
  - 教育向け法教育セミナー等の企画及び実施
  - 法教育教材や法教育関連情報の提供
  - 教育関係者と法律実務家との連携関係の構築
- 2. 法教育に関する情報発信等**
  - 法教育イベントやSNS、ホームページ等を利用した法教育に関する情報発信
  - マスコミキャラクターを活用した広報活動
- 3. 有為な法曹人材確保に向けた取組**
  - 法曹のキャリアパスや活動領域に関する情報発信の強化
  - 法曹人口の在り方に関するデータの集積及び分析
- 4. 活動領域の拡大に向けた環境整備**
  - 法曹養成制度改革連絡協議会の開催

目指すべき姿

施策群

関連施策と指標

#### ロジックモデル：政策の目的・課題と施策のつながりを整理

**1 自由かつ公正な社会の実現に向けた取組**

法の支配が貫徹された自由かつ公正な社会の実現に向け、「法的なものの考え方」が広く国民に浸透するとともに、国民の多様なニーズに応える法曹人材が多数輩出される環境を整備する。

**課題**

- 共生社会の実現を支える国民の意識の変容
- 学校現場におけるより充実した法教育の実践
- 難い高い法曹の養成
- 多様化する法的ニーズへの対応

**活動**

法教育の促進	法曹養成制度改革の促進
<ul style="list-style-type: none"> <li>学校現場等への支援</li> <li>教育向け法教育セミナー等の企画及び実施</li> <li>法教育教材や法教育関連情報の提供</li> <li>教育関係者と法律実務家との連携関係の構築</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>有為な法曹人材の確保に向けた取組</li> <li>法曹養成制度改革連絡協議会の開催</li> </ul>

**成果**

- 国民に法的なものの考え方浸透し、国民の意識、行動が変容する
- 学校現場におけるより充実した法教育の実践
- 法に関する国民の関心・熱心の向上
- 有為な法曹人材の輩出
- 社会における様々な紛争の適正かつ公正な解決及び予防

目指すべき姿

課題と取組の方向性

施策名

活動／アクティビティ

活動目標／アウトプット

成果目標／アウトカム

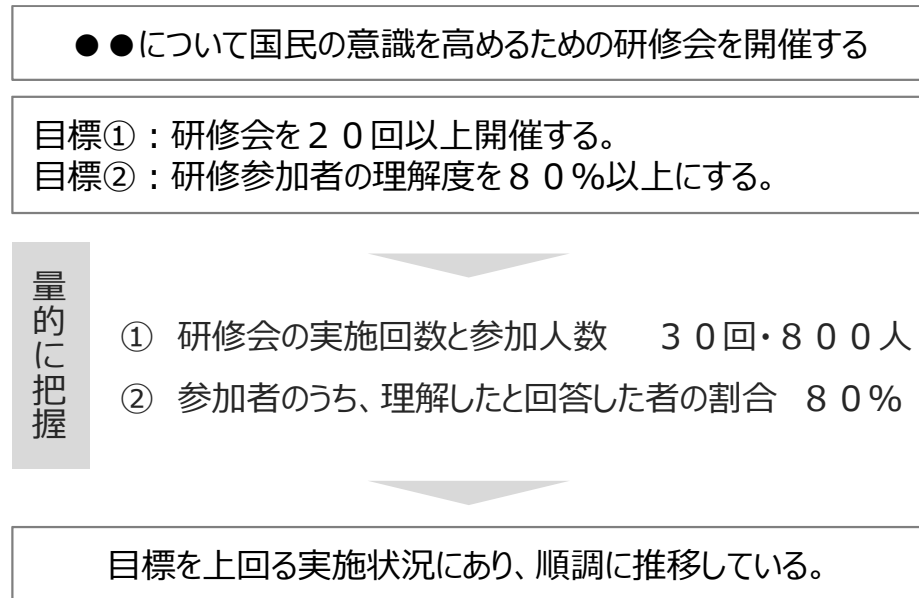
#### 関連する政府方針・有識者意見：R4.12審議会答申、政評懇委員意見

- 政策の目的と手段の整合性についても検討することが重要
- 目標と、実際に今行っていること及びなぜ行っているのかということとを常に考えることが必要だが、ロジックモデルといった新しい手法によって、目標と今行っていることとのつながりを結びつけることができるようになっていくことで、この点は改善の方向に向かうと思う

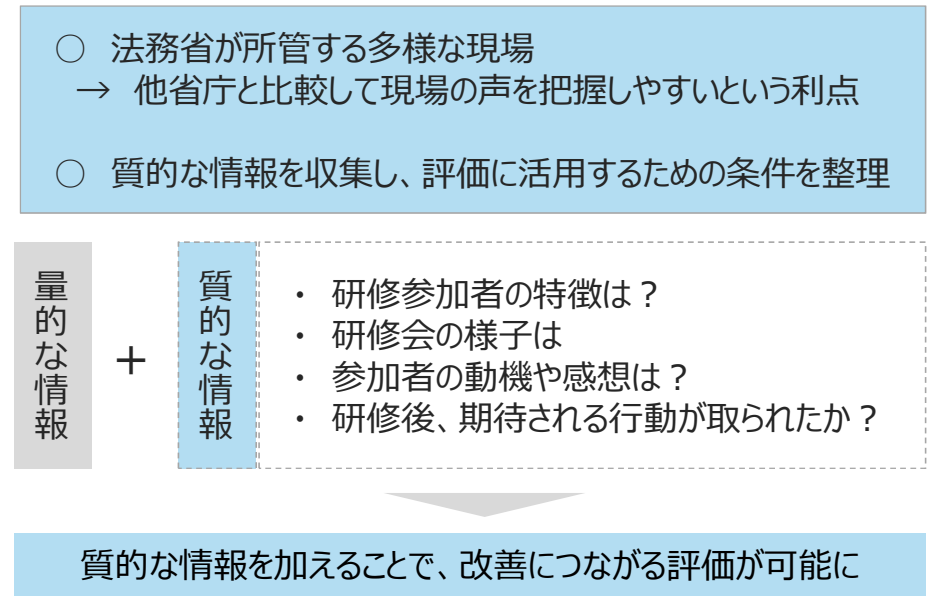
### 3 政策評価とEBPMの一体的実施②

政策の効果を把握する際には、客観的で比較的容易に達成状況を把握することができる定量的な手法を活用しつつも、それだけでは政策の改善につながる情報を得ることが難しい場合には、定性的（質的）に把握する手法も用います。 **多様な現場を持つ法務省の特徴を、課題把握や評価において活用**

－ これまでの政策評価のイメージ －



－ これからの政策評価のイメージ －



#### 関連する政府方針・有識者意見：政評懇委員意見

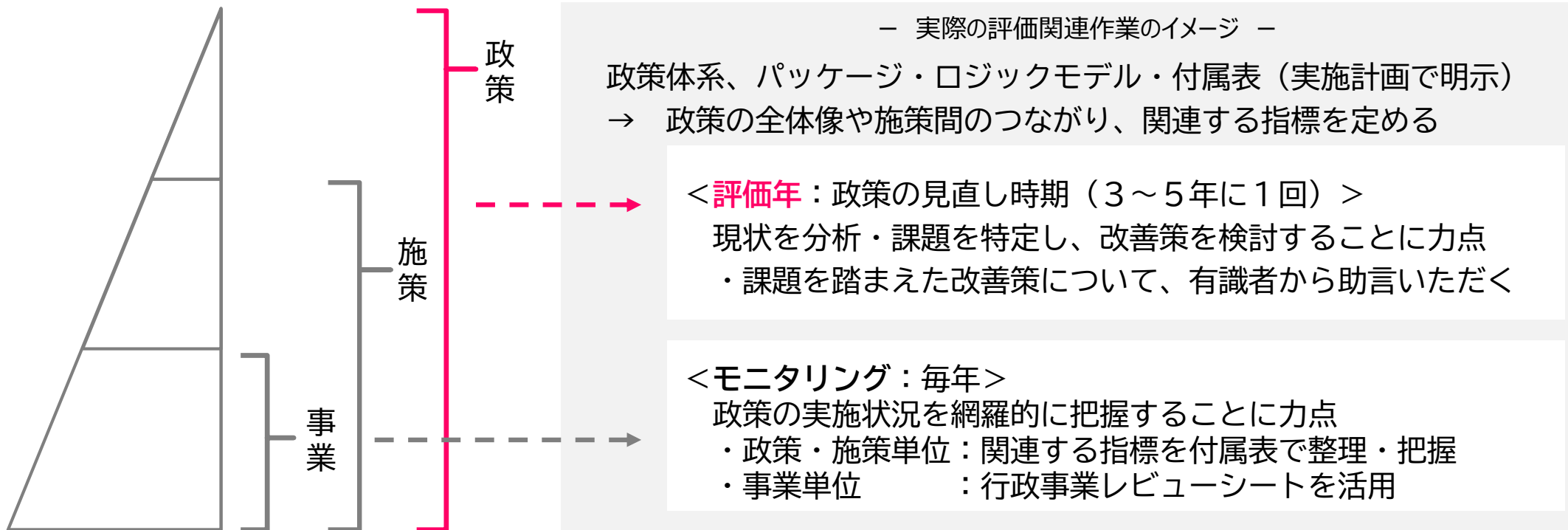
- ・ 数字で捉えにくいテーマについては、数年分の活動実績と、専門家の課題分析・助言内容を見ることで、アウトカムを設定しにくいという法務行政の実情に合った評価が可能になるのではないか
- ・ 相談の件数が何件といったデータに関する評価だけでなく、その事案の具体的内容という中身の把握をすることで、制度の運用実態や改善点を把握できる



## 4 政策評価の重点化・関連作業の適正化

新計画 3(1)②エ、7(2)

- 政策担当部局が、政策の改善につなげやすい時期に、政策の特性に応じた方法・単位を選択して評価を実施できるよう重点化を図ります。
- 毎年のモニタリングは、行政事業レビューシート等を活用し、評価年に行う評価作業と区別することで、評価関連作業の適正化を図ります。



関連する政府方針・有識者意見：R4.5審議会提言、R4.12審議会答申

- 今後は、固定的・画一的な評価プロセスを改め、実際の政策のプロセスにおける取組を活かしつつ、政策の企画立案や改善等に貢献できるタイミング、単位で設計、実施されるものとしていくことが必要
- 企画立案プロセスの中で行われている実質的な評価作業を、政策評価法上の政策評価として活用することを推進

## 5 政策の特性に応じた評価方法の設定

新計画 7(4)

新しい政策評価の目的（行政の説明責任を果たし、政策の改善につなげる）を踏まえると、実質的な評価が行われていると認められる政策立案プロセスが存在します。

このような政策立案プロセスを「政策評価」と同様に扱うための要件を整理し、位置付けます。

項目	実績評価方式	総合評価方式	実質的に政策評価と同等の評価が行われていると認められる政策立案プロセス
評価時期	原則毎年	政策の見直し時期等 (おおむね3～5年)	政策の見直し時期等 (おおむね3～5年)
評価書様式	行政事業レビューシート	<ul style="list-style-type: none"> <li>政策パッケージ</li> <li>ロジックモデル</li> <li>付属表</li> </ul>	該当する政策立案プロセスにより作成等された計画等の関連資料を事後評価の資料として扱う
評価の方法	当該事務事業の目的及び達成すべき目標、その達成度合いを測るための目標を設定。それらの達成度合いを評価	様々な角度から当該政策等の分析を行い、その成果及び課題を把握するとともに、今後の取組方針等について検討し、明らかにする	審議会や検討会など、該当する政策立案プロセスにおいて議論、実施する
フォローアップ	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>付属表（指標）フォローアップ</li> <li>行政事業レビューシートを活用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>行政事業レビューシートを活用</li> </ul>

## 本資料において使用した略語

- 新計画                                      • • • 新たな「法務省政策評価に関する基本計画」（令和5年3月決定予定）
- 政策評価法                                • • • 行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号）
- R3.3 審議会提言                        • • • 令和3年3月の総務省政策評価審議会の提言
- R4.5 審議会提言                        • • • 令和4年5月の総務省政策評価審議会の提言
- R4.12 審議会答申                       • • • 令和4年12月の総務省政策評価審議会の答申
- アジャイル提言                         • • • 令和4年5月の行政改革推進会議の「アジャイル型政策形成・評価の  
在り方に関するワーキンググループ」の提言
- 政評懇委員意見                         • • • 法務省政策評価懇談会の委員から頂いた意見